

# 塩尻市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

## 1 目的

木材の利用を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、塩尻市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めるものとする。

## 2 公共建築物の整備における木材利用の促進

### (1) 施設の木造化の促進

市が整備する公共建築物については、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、可能な限り木造により整備するものとする。

木造化を促進する施設は、別表1のとおりとする。

### (2) 施設の木質化の促進

市が整備する公共建築物について木造化できない場合は、可能な限り木質化（主要な構造部材以外の仕上げ材等に木材を使用すること。以下同じ）するものとする。

特に木質化を重点的に促進する施設は、別表2のとおりとする。

### (3) 家具・備品・調度品等の木質化の促進

市が公共施設等に導入する家具・備品・調度品等は可能な限り木材製品を使用するものとする。

特に木質化を重点的に促進する家具・備品・調度用品は、別表3のとおりとする。

### (4) 環境への配慮

木材に使用する接着剤や塗料等については、環境に配慮したものとする。

## 3 公共土木工事等における木材利用の促進

(1) 市が行う公共土木工事においては、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急を要する場合等の制約を受けるものを除き、設計図書に間伐材等の使用を明記することにより、公共土木工事における木材の利用について可能な限り積極的に取り組むものとする。

特に木材利用を重点的に促進する工法については、別表4のとおりとする。

## 4 県産材利用の促進

(1) 市が行う公共施設の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、可能な限り県産材とする。

(2) 県産材の使用にあたっては、可能な限り信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用するものとし、請負業者等に地域材の素材供給段階における産地証明書を添付させ、県産材であることをしゅん工検査時に確認するものとする。

5 市が補助する施設整備等における県産材利用の促進

市は事業主体の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

別表 1

木造化を促進する施設	広く市民の利用に供される社会教育・体育施設（図書館、博物館、記念館、体育館、公民等）、保健施設（診療所等）、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等）、教育・研修施設（小学校、中学校、研修所等）、行政施設（庁舎、支所等）、住宅施設（市営住宅等）、その他の施設（観光施設等）
	その他市が整備する施設

別表 2

特に木質化を重点的に促進する施設	特に木質化を重点に促進する箇所	
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所
社会教育・体育施設（図書館、博物館、記念館、体育館、公民館等）	ホール ロビー 廊下 会議室	展示室、資料室、図書館、研修室等
保健施設（診療所等）		待合室等
社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等）		保育室、リハビリ室、図書室、研修室、面談室、居室、娯楽室等
教育・研修施設（小学校、中学校、研修所等）		教室、職員室、体育館、図書室、保健室等
行政施設（庁舎、支所等）		事務室、会議室、相談室、応接室、講堂、食堂等
住宅施設（市営住宅等）		各住戸内の玄関、居室等
その他の施設（観光施設等）		上記に準じた箇所

別表 3

特に木質化を重点的に促進する家具・備品・調度用品	
机	事務用、学習用、OA用、会議室用、応接用、待合室用、ロビー用等
椅子	事務用、学習用、会議室用、応接用等、待合室用、ロビー用等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	パーテーション、案内板、掲示板、傘立て、ハンガー、名札、ベンチ、プランター、その他外構部材等

別表 4

特に木材利用を重点的に促進する工法
信州型木製ガードレール、木製（残置）型枠工及び柵工、筋工、沈床工、水路工、階段工、仮設工等で木材の利用が可能な構造等

## 適用

この方針は、平成23年6月1日から適用する。